

大口町告示第23号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の一部を  
改正する要綱

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱（平成24年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(補助対象)」に改める。

第2条第1項第1号中「中小企業信用保険法」の次に「(昭和25年法律第264号)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年度中に従業員が20人以下の事業所の事業者が申請する（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に保証決定とその融資を受けたものに限る。）場合に限り、第2条に規定する補助対象者に同条第2号第1号に該当する者も含めるものとする。この場合において、第3条に規定する補助金の額は、「当初12月分」とあるのは「当初36月分」と、「当初18月分」とあるのは「当初36月分」とする。

様式第1中「㊟」及び「印」を削る。

様式第4中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。